

福祉バスの利用にあたって

● 運行の趣旨

福祉バスは、市内の社会福祉団体等が、障害児者もしくは高齢者の社会参加、または社会福祉団体の研修・福祉活動を行う場合に利用していただくことができます。

※「草津市福祉バスの管理および運営に関する規則」「草津市福祉バスに関する要綱」に規定

○利用可能回数 1か月に1回1台限り(1年間に4回まで)
宿泊を伴う利用はできません。

○利用時間 8時30分から17時まで(平日のみ利用可)

○走行距離 250km以内(出発地点から帰着地点まで)
※200kmを超える場合は、事前にご相談ください。

○利用可能人数 15名以上45名以内
※リフト付きバス利用の場合は、15名以上37名以内+車いす利用者4名以内
(一部車椅子利用者3名となる場合があります。)
なお、リフト付きバスは常時車椅子が必要な方が参加する場合のみ利用できます。

○申込期日 **利用日の20日前まで**
健康福祉政策課(市役所2階)へ下記書類①～③を提出してください。



提出書類

① 福祉バス利用申込書

- ・利用責任者は必ず当日添乗してください。
- ・日中連絡のとれる電話番号を記載ください。
- ・研修・福祉活動の内容がわかる資料(福祉バス利用目的確認書、案内文等)を提出いただく場合があります。

② 福祉バス行程表

添付資料

行き先の住所・電話番号が明記された周辺地図やパンフレット

- ・複数に分かれての行程は運行できません。
- ・目的地や休憩地での福祉バスの駐車場は、利用団体にて必ず確保しておいてください。
- ・道路や交通事情により、行程を変更していただく場合があります。
- ・高速道路を利用する場合は、どこかのインターチェンジを利用するか記入してください。
- ・当日の駐車場料金・通行料金等は利用団体でご負担ください。

③ 福祉バス利用者名簿

- ・利用者の氏名と住所(地番・部屋番号まで)を記入してください。
- ・名簿の個人情報、事故発生時の家族への連絡など福祉バスの運行にかかる用途以外には使用しません。

裏面へ

●利用負担金(令和8年度)

目的地			料金
草津市内			無料
県内半径25km以内の市町	大津市	甲賀市	8,900円
	守山市	近江八幡市	
	栗東市	東近江市	
	野洲市	竜王町	
	湖南市	日野町	
県内半径25km超の市町	高島市	多賀町	17,900円
	長浜市	甲良町	
	米原市	豊郷町	
	彦根市	愛荘町	
	京都市	宇治市	
その他の県外			26,800円

利用後10日以内に納付書にて納入してください。

(納付書は利用許可書と一緒に郵送いたします。)

※委託先に対して違約金の支払いが発生した場合は、利用負担金の全額を違約金として徴収します。また、利用回数1回として計上します。(年間利用回数は4回まで)

●その他

- ・決められた行程と時間内で利用してください。
- ・車内での、喫煙・飲酒・飲食はできません。(ただし、水分補給は除きます。)
- ・福祉バスでDVD等の使用を希望される場合は、事前にお申出ください。
- ・ペット(犬・猫など)を連れての利用はできません。補助犬(盲導犬・聴導犬)を伴う場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・リフト付きバスの利用を中止する場合は、利用日の15日前までに連絡してください。
- ・運行終了時、車内への忘れ物がないよう、責任者で確認をお願いします。
- ・当日の天候等により、各種警報が発令1時間30分前の時点で発令されている場合等は、利用を中止し、バス会社へ出発の1時間30分前までに中止連絡をしてください。行程の途中において、警報が発令された場合は、安全を優先し、速やかに帰途についてください。
- ・市は、利用許可の取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の責を負いません。
- ・福祉バスの運行の趣旨に該当しない場合、申込みをお断りすることがあります。

また、上記内容をお守りいただけない場合、やむを得ず、行程途中で的中止や次回以降の利用をお断りすることがあります。

草津市 健康福祉政策課 (2階)

電 話 077-561-2360 FAX 077-561-2482

メールアドレス kenkofukushi@city.kusatsu.lg.jp

※申請書類は当課窓口にてお受け取りいただくか、市ホームページからもダウンロードできます。

草津市 福祉バス 検索

